

**人と動物のふれあい拠点施設（仮称）整備事業
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問回答書**

平成22年2月26日

新潟県

質問No.	資料名	頁No.	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲	犬ねこ運搬業務は資格・届出が必要でしょうか	特別な資格・届出は必要ありません。
2	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲	トリミング・ペットホテルの事業は可能でしょうか	飲食・物販業務を原則としますが、本施設利用者の利便性の向上を目的としたサービス業務（トリミング、ペットホテル等）も、本施設で実施する事業と明確に分け、本事業の事業計画に過度な影響を与えない範囲で認めることとします。ただし、本施設の延床面積は当該業務を実施する部分も含めて1,415㎡以下であることに留意してください。なお、ペットに関連するサービス業務の内容については、入札公告時に明らかにします。
3	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲 修繕業務	「大小問わず選定事業者が行う業務に含めるものとする」とあり、大規模修繕も事業者の業務範囲に含まれると解釈していますが、費用は必要な都度、協議の上、別途支払うことになっていただけないでしょうか。	大規模修繕が必要となった場合の費用は、選定事業者の負担とします。
4	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲 飲食・物販業務	「行うことができる」とありますが、行わないとしてもよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲 飲食・物販業務	自動販売機の設置も本業務に含まれるのでしょうか。	自動販売機の設置については、飲食・物販業務に含み、選定事業者の提案によるものとします。
6	実施方針	2	第1	1	(6)	事業範囲 飲食・物販業務	独立採算事業について、事業の採算が合わなくなった場合には、独立採算事業者の変更、場合により事業自体の中止について県と協議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。	県の承諾により、内容の変更、中止ができるものとします。
7	実施方針	3	第1	1	(7)		県が支払うサービス購入料 ア 設計建設の対価割賦の内訳についてお教え下さい。	内訳の項目については、入札公告時に明らかにします。
8	実施方針	3	第1	1	(7)		県が支払うサービス購入料 イ 維持管理の対価支払の内訳についてお教え下さい	内訳の項目については、入札公告時に明らかにします。
9	実施方針	8	第2	2	(1)	事業者の募集及び選定のスケジュール	入札公告から参加表明までの期間が1ヶ月弱であり、事業者にとって、公表文章の読み込みや参加の検討、社内稟議、書類作成や準備の時間が少ないように思われますので、入札公告等の関係書類の公表等、スケジュールを早めていただけないでしょうか。	原文のとおりで予定しています。
10	実施方針	12	第2	3	(1)	入札参加者の構成等	資金調達やSPC運営を行う企業が構成員もしくは代表企業として参加することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合の参加資格について、実施方針P-13(2)①入札参加者の参加資格要件（共通）を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	13	第2	3	(2)	入札参加者の参加資格要件	ア 設計業務に当たる者1社で(7)・(イ)・(ウ)の条件を全て満たしていなければならないのでしょうか。	設計業務に当たる者が1社の場合は、ご理解のとおりです。
12	実施方針	16	第2	5	(2)	特別目的会社（SPC）の設立等の要件	構成員の出資比率は各社合わせて100%でなくて良いのでしょうか。	入札参加者の構成員による出資比率は50%を超えるものとします。
13	実施方針	16	第2	5	(2)	特別目的会社（SPC）の設立等の要件	代表企業が100%出資したSPCを設立できる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合は「構成員」は代表企業1社となり、その他の企業は「協力企業」となります。
14	実施方針						参加表明で1グループのみエントリーした場合、引き続き入札は行われるのでしょうか。	行う予定です。なお、参加表明のグループ数は公表しない予定です。
15	実施方針						予定価格は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	公表する予定です。

質問No.	資料名	頁No.	大項目	中項目	小項目	項目名	質問事項	回答
16	実施方針別紙1	24			10	リスク分担表（案） 第三者賠償リスク	動物が人を怪我させた場合は、「県の責めによる事業期間中の事故によるもの」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	選定事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている場合に限り、ご理解のとおりです。
17	実施方針別紙1	24			14	リスク分担表（案） 契約リスク	県の帰責により議会承認がされない等で事業契約の締結に至らなかった場合には、事業者が生じた損害は県が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	帰責者によらず、契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県及び事業者の費用等は県及び事業者各々の負担とします。
18	実施方針別紙1	25			20	リスク分担表（案） 物価変動リスク	単品スライド条項の規定を準用するとありますが、公共工事標準請負契約約款第25条に定めるいわゆる「全体スライド」の記載がありません。他の公共工事と同様、全体スライドについても記載いただけませんか。記載いただけない場合は、コンティンジェンシーを事業費に見込まざるを得なくなり、かえってV f Mを低下させることが危惧されま。記載いただけない場合は、その理由についてもご教示いただけませんか。 （一般に、全体スライドを適用しない理由として、設計の裁量（材料選定を含む）がP F I事業では事業者側にあるためとされることがありますが、これは提案時点（あるいは設計完了時点）までの裁量であって、建設期間中の変動については、事業者側でコントロールできるものではありません。）	県では、建設工事請負基準約款第26条第1項から第4項（全体スライド条項）は、工期が12ヶ月を超える工事を適用対象工事としています。本事業では設計・建設期間を平成22年10月から平成24年3月までの18ヶ月としておりますが、設計完了時点から建設完了までの工期は12ヶ月を超えないものと想定しております。従って、本事業では全体スライドの規定は準用しないこととします。
19	要求水準書（案）	6	第2	1	(1)	②イ国庫補助申請補助	「補助金を申請する予定」とありますが、施設整備費のうち、①補助金の対象、②補助金の割合、③補助金分の支払い時期、について、現在想定している内容をご教示下さい。	補助金は、県が自ら別途設置する備品の一部について申請する予定としており、本事業における施設整備費には含まれません。選定事業者は県が自ら行う申請に係る書類等の作成に協力してください。
20	要求水準書（案）	9	第2	1	(2)	③備品設置業務	備品設置に関しては、リースによる調達も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	選定事業者は備品の調達のみを行い、備品の管理（保守、修繕、更新）は県が実施するため、リースは認めません。
21	要求水準書（案）	9	第2	1	(3)	施設の所有権移転業務	「引渡し予定日までに本施設の所有権を県に移転する手続きを行い、」とありますが、当該「移転手続き」とは、「SPCが原資取得者として未使用の状態のまま県に施設を引き渡すこと」との理解で宜しいでしょうか。また、これにより事業者には不動産取得税、登録免許税等の税金は課税されないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご提示の税務処理が可能と考えていますが、税務当局にご確認ください。
22	要求水準書（案）	20	第2	4	(2)	(7) 芝生広場	「動物フェスティバルなどのイベントを行う。」とありますが、実施については、県の責任及び費用にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書（案）	29	第3	4	(2)	業務の対象範囲	「備品保守管理業務の対象となる備品の範囲は、維持管理業務に係る備品とする。」とありますが、この「維持管理業務に係る備品」とは、事業者の業務従事者等の備品、事業者が実施する業務で必要となる持込備品等を指すとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。詳細については入札公告時に明らかにします。
24	要求水準書（案）	33	第3	8	(2)	業務体制	動物取扱責任者は1年間常駐とありますが、責任者の休暇時には、交代要員を必要としますか。	必要とします。
25	要求水準書（案）	34	第3	8	(5)	(7) 健康状態の確認	「異常を認めた場合は、直ちに県職員に報告すること。」とありますが、動物病院への搬送等は、県の費用負担で県が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本施設には動物に適切な処置を施すための設備を備えており、また県の獣医師が常駐するため、動物病院への搬送等は想定しておりません。
26	要求水準書（案）	35	第3	9	(1)	業務の内容	搬送途中で、犬ねこが逃げてしまった場合、逃げた犬ねこを見つることができなかった場合は、モニタリングの減額対象になるのでしょうか。	選定事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている場合に限り、減額対象にはなりません。
27	要求水準書（案）	35	第3	9	(1)	(4) 運搬の条件	「運搬は、概ね午前9時に本施設を出発し、午後4時30分までに本施設に帰着すること。」とありますが、大雪等での自然災害、交通渋滞などによる遅延が生じた場合は、モニタリングの減額対象にはならないとの理解で宜しいでしょうか。	選定事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしている場合に限り、減額対象にはなりません。
28	要求水準書（案）	36	第3	10		飲食・物販業務	本施設の年間利用者数は、どの程度見込まれているのでしょうか。	25,000人～30,000人を想定しています。